

# 令和7年4月1日から保管場所標章が廃止されます

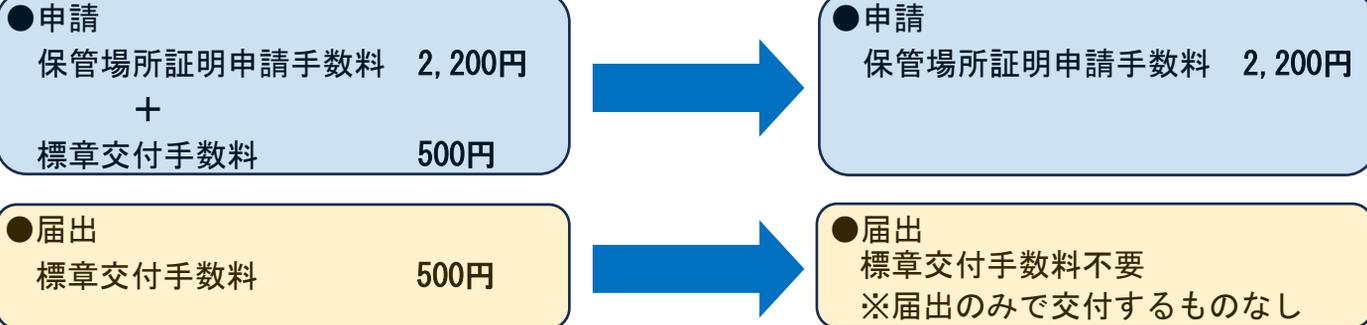
## 概要

- ・令和7年4月1日から、申請にかかる手数料は、保管場所証明申請手数料2,200円のみとなり、保管場所標章交付手数料500円は不要となります。
- ・届出（軽自動車、保管場所の変更）の手数料も不要となります。
- ・保管場所制度は存続しますので、引き続き適切な保管場所の確保が必要となります。

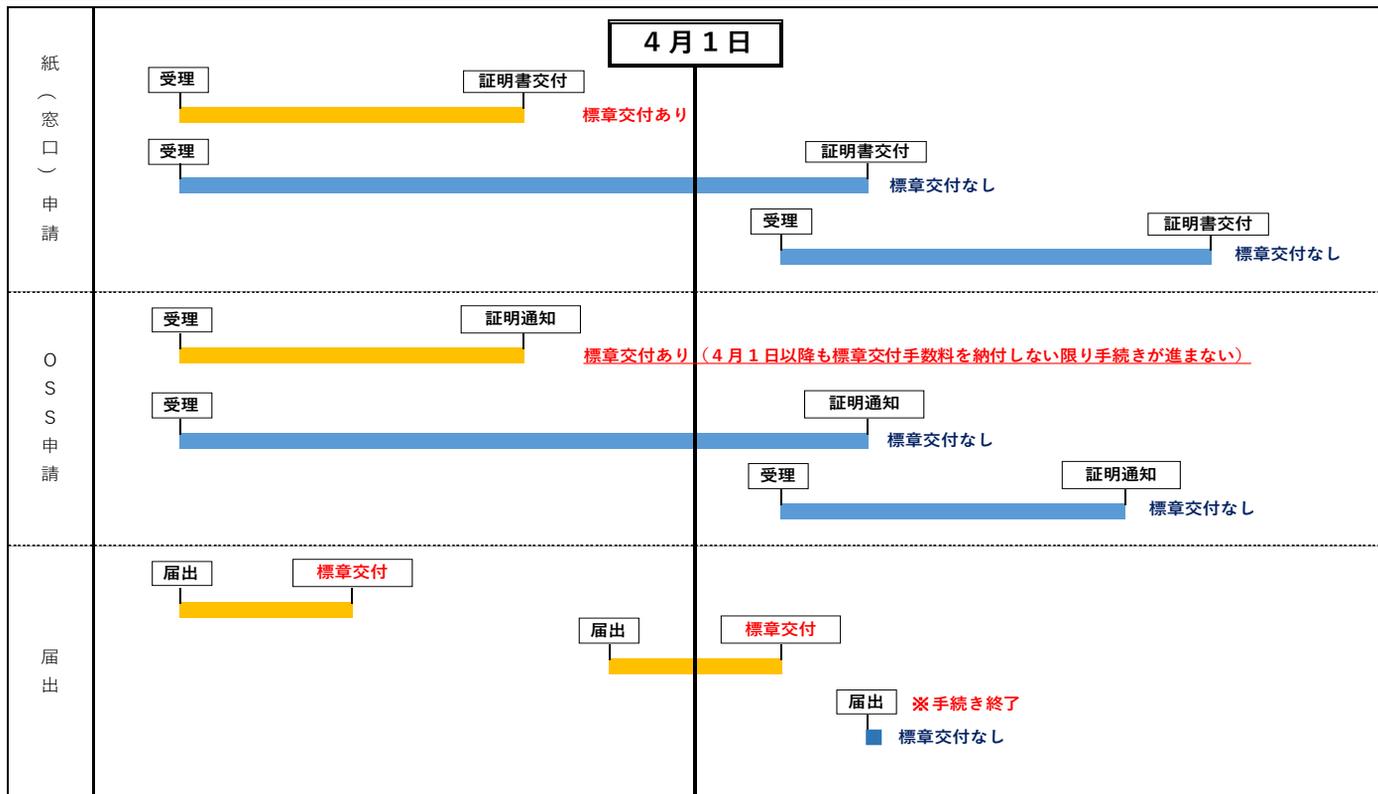


～令和7年3月31日

令和7年4月1日～



## 施行日前後における保管場所標章交付の有無について



### ●紙申請（交付予定日でなく、交付日が基準）

- ①証明書交付日が4月1日以降の場合、標章の交付はありません。
- ②証明書交付予定日が3月中で、交付日が4月1日以降の場合、標章の交付はありません。

### ●OSS申請（証明通知日が基準）

- ①証明通知日が4月1日以降の場合、標章の交付はありません。

### ●届出（届出日が基準）

- ①届出日が4月1日以降の場合、標章の交付はありません。
- ②届出日が3月31日までであれば、標章の交付があります。